

## 解体工事施行技士試験

### (建設リサイクル法第 31 条、解体工事業に係る登録等に関する省令第 7 条)

#### (1) 指定・登録基準

解体工事業に係る登録等に関する省令

(技術管理者の基準)

第 7 条

2 前項第二号又は第三号の規定による講習又は試験（以下この項において「講習等」という。）の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習等について行う。

一 職員、講習等の実施の方法その他の事項についての講習等の実施に関する計画が講習等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習等の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 講習等以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって講習等が不公正になるおそれがないこと。

#### (2) 指定・登録法人

法人の名称 : 社団法人 全国解体工事業団体連合会

指定・登録時期 : 平成 13 年 5 月 18 日

法人の連絡先 : 東京都中央区八丁堀 4 丁目 1 番 3 号

指定・登録の理由 : 解体工事業に係る登録等に関する省令第 7 条第 2 項の規定に基づく基準に適合しているため。

#### (3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし